毎週月.水.金曜日発行

富山県報

令和４年９月30日
金　曜　日

号　外(8)

目　　次

規　　則
○富山県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則　1

規　　則

富山県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則を公布する。

令和４年９月30日

富山県知事　新　田　八　朗

富山県規則第45号

富山県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則

富山県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則（平成12年富山県規則第35号）の一部を次のように改正する。

第２条の表の14の項の右欄の第30号の次に次の１号を加える。

㉚の２　法第85条第５項の規定による使用期間の延長の申請の受理、調査及び県への送付並びに申請に対する決定の通知に係る経由事務

第２条の表の14の項の右欄の第31号中「第85条第５項又は第６項」を「第85条第６項又は第７項」に改め、同欄の第35号の５中「第87条の３第５項又は第６項」を「第87条の３第６項又は第７項」に改め、同号を同欄の第35号の６とし、同欄の第35号の４の次に次の１号を加える。

㉟の５　法第87条の３第５項の規定による使用期間の延長の申請の受理、調査及び県への送付並びに申請に対する決定の通知に係る経由事務

第２条の表の19の項の右欄の第１号中「第５項まで」を「第７項まで」に改める。

附　則

この規則は、令和４年10月１日から施行する。

（ワンチームとやま推進室）

令和４年９月30日印刷発行
発　行　富　山　県
富山県富山市新総曲輪１番７号
電話富山 076―444―3153番